

## 藤枝市V2H充放電設備設置費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 市長は、環境への負荷の少ないエネルギーの利用を促進し、住宅からの温室効果ガスの排出量の削減や災害時のレジリエンス強化等を図るため、V2H充放電設備を自ら使用する目的で設置した者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、藤枝市補助金等交付規則（平成17年藤枝市規則第2号）及びこの要綱の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 居宅の用途に供する建築物（併用住宅を含む。）をいう。
- (2) V2H充放電設備 電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車（以下「電気自動車等」という。）から電力の取り出し及び電気自動車等に充電する装置をいう。
- (3) V2H充放電設備設置事業 第4条に定める要件に適合するV2H充放電設備（以下「V2H」という。）を市内の自ら居住する住宅に設置する事業をいう。
- (4) “もったいない”エコファミリー宣言 藤枝市及び藤枝市もったいない運動推進委員会の事業で、同一世帯の個人が環境に対する取組を実施する意思表明をいう。

### (対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる要件の全てを備えた者とする。

- (1) 次条に定める対象設備を市内の住宅に設置し、適切に管理できる者
- (2) 過去に本補助金の交付を受けていない世帯の者
- (3) 申請時に未着工である者
- (4) 納付すべき市税を滞納していない者
- (5) “もったいない”エコファミリー宣言をしている者
- (6) 設置するV2Hを電気自動車等に活用する者

### (対象設備)

第4条 対象設備は、一般社団法人性世代自動車振興センターにより補助対象設備とされた、又はC H A d e M O協議会により認証されたもので、次に掲げる要件を全て満たすV2Hとする。

- (1) 自らが所有又は設置する再生可能エネルギー発電システムと連携して設置する

もの

(2) 電気自動車等の蓄電池から電力を取り出し、分電盤を通じて家庭の電力として使用できる仕組みを備えたもの

(3) 未使用であるもの

(補助対象経費及び補助率（額）)

第5条 補助の対象は、V2H充放電設備設置事業に要する経費のうち、対象設備の購入、基礎工事、据付工事、本体の搬入及び電気関連工事に要する経費（消費税を含まない。）とする。

2 補助額は、補助の対象経費の3分の1に相当する額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、80,000円を限度とする。

3 1戸の住宅につき1回限りとする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金の交付の申請をする日の属する年度の2月末日までに、補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

(1) 補助金の交付を受けようとする者が居住する市区町村において、申請日より起算して、3か月以内に発行された市区町村税を滞納していないことを証明できる書類

(2) “もったいない”エコファミリー宣言をしていることがわかる書類

(3) V2Hの設置場所、工事着手予定年月日及び工事完了予定年月日が全て確認できる書類

(4) V2Hの購入及び設置工事に係る費用の内訳がわかる書類

(5) V2Hのメーカー名、型番がわかる書類

(6) 設置するV2Hを用いて電力の取り出し及び充電を行う電気自動車等を保有している又は購入のための発注が完了していることを証する書類

(申請の受付)

第7条 市長は、予算の範囲内において、前条による交付申請者からの補助金交付申請を受け付ける。

2 前項により受け付けた補助金交付申請の補助申請額の合計が予算を超える場合は、予算を超過した日に前項の受付をした申請者全員を対象として市による抽選を行い、補助金の申請受付順を決定する。

(交付決定)

第8条 市長は、補助金の交付申請があった場合は、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、補助金交付決定通知書（第2号様式）により通知する。

(交付の条件)

第9条 交付の決定に際しては、次に掲げる事項を条件とする。

- (1) 補助事業の内容を変更しようとする場合には、あらかじめ市長の承認を得なければならぬこと。ただし、設置予定設備の変更がなく、交付決定額の20パーセント以内の軽微な変更については、この限りではない。
- (2) 補助金の交付の申請をする日の属する年度内に着手し、かつ完了する補助事業として実施すること。
- (3) 事業を中止し、又は廃止しようとする場合には、あらかじめ市長の承認を得なければならぬこと。
- (4) 補助金の交付を受けて取得し、又は効用の増加した財産（1件当たりの取得価格が50万円未満の機械及び器具を除く。）については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数等に相当する期間内において、市長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。
- (5) 市長の承認を受けて前号の財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがあること。
- (6) 補助金の交付を受けて取得し、又は効用の増加した財産については、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効果的な運用を図らなければならぬこと。

(変更（中止）承認)

第10条 補助事業者は、補助事業の変更（中止）承認を受けようとするときは、次の書類を添えて変更（中止）承認申請書（第3号様式）を、市長に提出しなければならない。

- (1) 変更の場合は、変更後の内容がわかる書類
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、補助事業の変更（中止）承認申請があった場合は、内容を審査し、変更の承認をするときは、変更（中止）承認書（第4号様式）により通知するものとする。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助事業を完了したときは、補助事業を完了した日から起算して30日を経過した日又は補助事業の決定があった日の属する年度の3月15日のいずれか早い日までに実績報告書（第5号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。

- (1) V2Hの購入及び設置工事に係る領収書の写し又は金銭消費貸借契約証書の写し
- (2) V2H設置前の設置予定箇所の写真
- (3) V2Hと連携した再生可能エネルギー発電システムが確認できる写真
- (4) V2Hを設置した建物全体写真
- (5) V2H本体の写真
- (6) V2Hの銘板の写真又は保証書の写し  
(補助金額の確定)

第12条 市長は、前条の報告を受けた場合においては、その報告書に係る補助の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを審査し、必要に応じ現地調査し、適合すると認めたときは、補助金交付確定通知書（第6号様式）により通知するものとする。

（請求）

第13条 補助事業者は、前条の通知を受領した日から起算して10日を経過した日までに預金通帳、キャッシュカード、その他振込先口座を確認できるものの写しを添えて請求書（第7号様式）を提出しなければならない。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。